

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(別表第1)

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動(輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。)若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。)、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇—機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二—電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九—ソフトウェア業

四 細分類〇五—九—その他の金属鉱業(核原料物質に係るものに限る。)

五 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業

六 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術(公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。)を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

ロ 小分類三九—ソフトウェア業

ハ 小分類七—自然科学研究所

ニ 小分類七四—機械設計業

ホ 小分類七四—商品・非破壊検査業

へ 小分類七四—その他の技術サービス業

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年十月総務省告示第四百五号)の分類表に従っている。